神戸市しあわせの村の予約受付、減免等に関する基準

（令和８年10月28日
福祉局長決定
建設局長決定）

（趣旨）

第１条　本基準は、神戸市しあわせの村の予約受付、利用料の減額又は免除等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　本基準において、「障害者」とは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

２　本基準において、「難病患者」とは、特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、先天性血液凝固因子障害医療受給者証又は小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている者をいう。

３　本基準において、「高齢者」とは、年齢65歳以上の者をいう。

４　本基準において、「介護人」とは、身体障害者手帳（当該身体障害者手帳に記載された身体障害者等級表による級別が１種のすべての等級と２種の１級又は２級のものに限る。）、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳（当該精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が１級のものに限る。）の交付を受けている者、要介護者（要介護度１以上）及び難病患者の介護を目的としてともに施設を利用する者をいう。

５　本基準において、「宿泊施設」とは、総合センター（和室10畳、洋室ツイン、グループ室、洋室特別室）、婦人交流施設（和室10畳、洋室ツイン）、多目的ショートステイ施設（和室8畳、洋室ツイン）及び野外活動センターあおぞら（和室１、和室２、洋室）をいう。

６　本基準において、「休憩施設」とは、総合センター（和室10畳、15畳、24畳、27畳、45畳、51畳、洋室ツイン、グループ室）、婦人交流施設（和室10畳、14畳、17畳、31畳、35畳、49畳、52畳、66畳、洋室ツイン）及び多目的ショートステイ施設（和室8畳、15畳、20畳、35畳、洋室ツイン）をいう。

７　本基準において、「キャンプ場等」とは、キャンプ場、オートキャンプ場及びデイキャンプ場をいう。

８　本基準において、「会議室等」とは、総合センター（ホール、会議室、研修室、料理教室）、婦人交流施設（多目的ホール、セミナー室、ワークスペース）、多目的ショートステイ施設（会議室）及び野外活動センターあおぞら（集会室、工芸室）をいう。

９　本基準において、「シルバーカレッジ学習室等」とは、カレッジホール、学習室、ゼミ室、美術室、調理実習室、音楽室及びＬＬ学習室をいう。

（予約の受付）

第３条　宿泊施設、休憩施設、キャンプ場等、会議室等、シルバーカレッジ学習室等、ローンボウルス場及び温泉（介護浴室）の利用予約の受付は、別表１左欄に掲げる区分に応じ、右欄に

掲げる日から先着順にて行う。ただし、休憩施設、会議室等及びローンボウルス場の利用予約の受付は、その実際の利用者の半数以上の者が障害者、難病患者、高齢者又は介護人であるときは、障害者、難病患者又は高齢者が利用したものとみなし、別表１の規定を適用するものとする。

２　シルバーカレッジ学習室等については、次の各号に掲げる場合に限り、利用予約を先着順にて受け付けることができる。受付開始の日は、次の第１号及び第２号に掲げる場合は、使用しようとする日の１年前の日の属する月の初日、第３号に掲げる場合は、使用しようとする日の１年前の日の属する月の初日の前日とする。ただし、神戸市、国、地方公共団体又はその他公共団体が、公用、公共用又は公益事業のために使用する場合の予約の受付の開始日は、必要に応じその都度市と協議のうえ決定するものとする。

(1)　公共団体等のうち、団体の種類、施設使用の趣旨、使用時期等を勘案し、適当と認めた団体が使用する場合

(2)　神戸市、国、地方公共団体又はその他公共団体の副申等があり、特に市長が認める場合

(3)　指定管理者が、自主事業のために使用する場合

３　体育館（３分の１面の独占利用の場合)、陸上競技場（独占利用の場合)、球技場、テニスコート及びスタジオの利用予約の受付は別表１のとおり抽選を行い、抽選後は先着順にて行う。

（優先予約の受付）

第４条　前条第１項の規定にかかわらず、宿泊施設、休憩施設、キャンプ場等及び会議室等について、次の第１号から第６号に掲げる場合は、受付開始の日を使用しようとする日の１年前の日の属する月の初日（第１号に掲げる学校及び第２号に掲げる施設の所在地が神戸市内である場合若しくは第７号に掲げる場合は、使用しようとする日の１年前の日の属する月の初日の前日）とすることができる。ただし、神戸市、国、地方公共団体又はその他公共団体が、公用、公共用又は公益事業のために使用する場合の予約の受付の開始日は、必要に応じその都度市と協議のうえ決定するものとする。

(1)　学校教育法第１条に定める学校、同法第 124 条に定める専修学校、同法第 134 条に定める各種学校（修業年限が１年以上のものに限る。）及びその他教育目的をもって活動する団体が、教育上の目的で使用する場合

（その他教育目的をもって活動する団体とは、教育委員会の副申があるなど、その事実が確認できることを要するものとする。）

(2)　児童福祉法第７条に定める児童福祉施設を運営する団体が当該施設の行事として使用する場合

(3)　神戸市都市公園条例施行規則第２条第５項ただし書きにより、同項に規定する受付開始の日に先だって、陸上競技場、球技場、テニスコートの申込をした団体又はローンボウルス場の申込をした団体が、当該施設の使用と併せて施設を使用する場合

(4)　公共団体等のうち、団体の種類、施設使用の趣旨、使用時期等を勘案し、適当と認めた団体が使用する場合

(5)　神戸市が作成する「障害者団体名簿」に登録された団体が使用する場合

(6)　神戸市、国、地方公共団体又はその他公共団体の副申等があり、特に市長が認める場合

(7)　指定管理者が、自主事業のために使用する場合

２　前条第１項及び第３項の規定にかかわらず、ローンボウルス場、体育館、陸上競技場、球技場、テニスコート、スタジオについては、次の第１号から第８号に掲げる場合は受付開始の日

または抽選の日に先立ち予約を受け付けることができる。ただし、神戸市立主要スポーツ施設利用促進委員会による優先利用に係る調整により決定した予約を優先して受け付けるものとする。

(1)　市が行政目的達成のための行事に使用する場合

(2)　社会福祉施設およびこれに類する団体が福祉施策上特に必要と認められる行事に使用する場合

(3)　市民総合体育大会等全市民を対象とする行事に使用する場合

(4)　その他公共団体及びこれに準ずる団体が使用する場合で、特に必要と認められる場合

(5)　全国大会等に向けて、市が地元代表を決定しなければならない行事に使用する場合

(6)　県大会・近畿大会・西日本大会等広域を対象とした大規模な大会で使用する場合で、特に必要と認められる場合

(7)　神戸市、国、地方公共団体又はその他公共団体の副申等があり、特に市長が認める場合

(8)　指定管理者が、自主事業のために使用する場合

3　前２項の規定により使用する団体が予約を申し込む際には、学校長、施設長等団体を代表する者は、使用団体名、使用日、使用時間、使用施設名、使用目的等を明記した「優先予約申込書」を提出し、指定管理者の承認を受けなければならない。

4　団体（10 人以上かつ支払が一括の者に限る。）が宿泊施設を予約する際、体育館の使用（2/3 面を限度とする。）、テニスコートの使用（11 月から３月までの平日に限り、５面を限度とする。）及び球技場の使用（11 月から３月までの平日に限る。）、会議室等の使用も受付開始の日または抽選の日に先立ち併せて予約できるものとする。ただし、当初 10 人以上いた宿泊者が 10 人に満たなくなった場合は、体育館、テニスコート、球技場及び会議室等の予約は取り消されるものとする。

5　前条第３項の規定にかかわらず、テニスコートを使用する場合について、利用者の半数以上の者が障害者、難病患者又は介護人であるときは、使用しようとする日の２か月前の日の属する月の初日から７日までの間においては、５面を限度に抽選の日に先立ち予約を受け付けることができる。

6　申込を受け付ける場合、次に掲げる書類等を確認するものとする。

①　障害者　身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」

②　高齢者　　年齢が確認できるもの

③　難病患者　特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、先天性血液凝固因子障害医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証

④　市内在勤者　勤務先の住所が確認できるもの

⑤　市内の学校に在学している者　在学している学校の所在地が確認できるもの

⑥　市内及び市外在住者の区別　宿泊施設使用申込書の住所欄　等

（利用料金の減免）

第５条　神戸市しあわせの村条例第 10 条第４項及び神戸市都市公園条例第 16 条の２第４項により、指定管理者が定める利用料金の減額又は免除の基準は、別表２に定めるところによるものとし、変更等の提案がある場合は、市と協議のうえ決定するものとする。

（施設の独占利用）

第６条　プール（全部若しくは一部）、アーチェリー場（全部若しくは一部）について、第４条第２項第１号から第８号に掲げる場合にのみ独占利用できるものとする。

２　前項の規定により使用する団体は、使用しようとする日の２か月以上前に予約するものとする。

（グループ室の利用人数について）

第７条　グループ室の使用については、４名以上の使用が原則であるが、下記に掲げる場合は３名以下の使用ができるものとする。

(1)　使用しようとする日の１か月前時点で予約が無い場合

(2)　高齢者又は障害者などの使用のため、やむを得ない場合

附　則

本基準は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

本基準は、平成 25 年８月 15 日から施行する。

附　則

本基準は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

本基準は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

本基準は、令和７年１月 25 日から施行する。

附　則

本基準は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

本基準は、令和８年 11 月１日から施行する。

別表１　予約の受付（第３条関係）

施設の申込時期一覧（第1項関係）

施設名	利用者	受付開始の日
宿泊施設・休憩施設・キャンプ場等・会議室等・シルバーカレッジ学習室等	（１）障害者	使用しようとする日の９か月前の日の属する月の初日（キャンプ場等は５日から） ※ただし、宿泊施設・キャンプ場等について、神戸市しあわせの村条例別表（第９条関係）に規定する繁忙期においては、各施設定員の半数を上限とする。 ※宿泊施設・キャンプ場等については、（1）（2）（3）の人数と同数までの宿泊室（サイト）の予約を受け付けることができる。
	（２）難病患者	
	（３）高齢者	
	（４）その他の者	使用しようとする日の６か月前の日の属する月の初日（キャンプ場等は５日から）
ローンボウルス場	（１）障害者	使用しようとする日の３か月前の日の属する月の初日の８日前
	（２）難病患者	
	（３）高齢者	
	（４）その他の者	使用しようとする日の３か月前の日の属する月の初日
温泉（介護浴室）	（１）宿泊利用の者	宿泊施設・キャンプ場等の予約時
	（２）日帰り利用の者	使用しようとする日の３か月前の日の属する月の初日

施設利用申込の抽選（第3項関係）

施設名	抽選の時期
体育館	使用しようとする日の２か月前の日の属する月の１日に抽選 ※神戸市地域サービス情報システム（あじさいネット）による申し込みに限る。
陸上競技場	使用しようとする日の２か月前の日の属する月の 11 日に抽選 ※神戸市地域サービス情報システム（あじさいネット）による申し込みに限る。
球技場	使用しようとする日の２か月前の日の属する月の 11 日に抽選 ※神戸市地域サービス情報システム（あじさいネット）による申し込みに限る。
テニスコート	使用しようとする日の２か月前の日の属する月の 11 日に抽選 ※神戸市地域サービス情報システム（あじさいネット）による申し込みに限る。
スタジオ	使用しようとする日の２か月前の日の属する月の初日（火曜日、土曜日、日曜日、祝日の場合は翌日）に抽選

別表２　利用料金の減免（第５条関係）

施設名	対象者	減免等の内容
宿泊施設・キャンプ場	介護人が、介護対象者とともに宿泊するときの宿泊料金	障害者及び高齢者の額に減額 ※介護人は、介護対象者１人に対し１人とするが、特に必要と認められる場合はこの限りでない
施設　休憩	一人当たりの料理代が 2,000 円以上のとき	２分の１の減額
プール・温泉	宿泊施設宿泊者（宿泊日とその翌日分）	２割相当額の減額
	介護浴室において介護を目的としてともに利用する者	免除
	介護人が、介護対象者とともに利用するときの料金	障害者及び高齢者の額に減額 ※介護人は、介護対象者１人に対し１人とするが、特に必要と認められる場合はこの限りでない
	小学校入学（入学とは「入学式以降」をいう）前の者が利用するとき	免除 ※その者とともに利用する大人１人につき１人とする
プール	施設の全部もしくは一部を独占利用するときの実際の利用者の半数以上の者が障害者、難病患者、高齢者又は介護人であるとき、神戸市が作成する「障害者団体名簿」に登録された団体が使用するとき	障害者及び高齢者の額に減額 ※介護人は、介護対象者１人に対し１人とするが、特に必要と認められる場合はこの限りでない

休憩施設・オートキャンプ場・デイキャンプ場・会議室等・シルバーカレッジ学習室等・ローンボウルス場	実際の利用者の半数以上の者が障害者、難病患者、高齢者又は介護人であるとき、神戸市が作成する「障害者団体名簿」に登録された団体が使用するとき	障害者及び高齢者の額に減額 ※介護人は、介護対象者１人に対し１人とするが、特に必要と認められる場合はこの限りでない
陸上競技場、球技場、テニスコート、アーチェリー場、体育館	責任者に引率された生徒, 児童又は幼児の団体が教育上の目的で当該利用をするとき	３分の１の減額又は免除
	神戸市以外の主催で、市の施策に合致し、当該施策の関連部局からの副申書があるとき。ただし広く参加が認められる全市的な大会（開閉会式、試合）に限る。また、企業が主催・共催するものは除く	２分の１の減額
	施設の全部もしくは一部を独占利用するときの実際の利用者の半数以上の者が障害者、難病患者、高齢者又は介護人であるとき、神戸市が作成する「障害者団体名簿」に登録された団体が使用するとき	障害者及び高齢者の額に減額 ※介護人は、介護対象者１人に対し１人とするが、特に必要と認められる場合はこの限りでない
トレーニング室	介護人が、介護対象者とともに利用するときの料金	障害者及び高齢者の額に減額 ※介護人は、介護対象者１人に対し１人とするが、特に必要と認められる場合はこの限りでない
スタジオ	実際の利用者の半数以上の者が障害者、難病患者、高齢者又は介護人であるとき、神戸市が作成する「障害者団体名簿」に登録された団体が使用するとき	障害者及び高齢者の額に減額 ※介護人は、介護対象者１人に対し１人とするが、特に必要と認められる場合はこの限りでない
シルバーカレッジ学習室等	社会還元活動を行うことを目的に、主として神戸市シルバーカレッジを卒業した者により構成される団体が使用するとき	免除

共通	難病患者	障害者の額に減額
	天変地異、不可抗力その他使用者の責めに帰することが出来ない理由により施設の利用に支障が生じた場合	ア　当該行為又は利用の開始前のとき。全額 イ　許可期間中に当該行為又は利用をすることができなくなったとき。事実の発生した日以後の料金全額
	市が公益上の目的で利用するときのほか指定管理者及び市が特に必要と認めるとき	減額又は免除